

第4回

新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

第4回新城市農業委員会会議録

令和3年1月25日(月)午後2時00分 新城市役所 4階 会議室4-2、4-3に招集した。

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番 河合勝正	議席2番 生田智美	議席3番 鈴木康治
議席4番 早川善夫	議席5番 原田昌代	議席6番 武川喜久
議席7番 新川孝夫	議席8番 細田忠士郎	議席9番 清水忠雄
議席10番 荻野紀子	議席11番 石野泰志	議席12番 小山嘉之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	安藤映臣				
書記	長谷川敬祐	竹内克典	本郷ゆかり	中村朋美	
	丸山尚也	渡邊昭治			

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中12名です。
定足数に達しておりますので第4回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員6番
農業委員7番 お願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに、第13号議案の第3回新城市農業委員会総会第10号議案(5番)の継続審議の案件について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書2ページをお開きください。
議案第13号第3回新城市農業委員会総会 第10号議案(5番)の継続審議の案件についてであります。

本件は、12月総会にて上程をしました議案第10号農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定についてのうち、番号5番を継続審議としたため、本総会にてあらためて審議し許可の決定を求めるものであります。

議案書3ページをご覧ください。転用内容の詳細については説明を省略しますが、太陽光発電事業を目的とした転用で、申請地は川田字ユズリハ地内、転用面積は3,921㎡の案件であります。

継続審議の理由として、先月の総会にて委員から、川田や豊島の辺りに太陽光パネルを設置する際は、豊島地内は低い位置にあり、豊川に接しているため農地等が浸水する水害が多いので排水対策には気をつけてくださいと事前説明会において説明をしているが、今回の設置業者は聞き入れてもらえない様子で、このまま許可を出すには少し不安を感じるという意見がありましたので、改善策の説明を聞く現地確認の場を設けました。

去る1月15日に施工業者及び申請代理人、担当地区農業委員と推進委員、鳳来地区、作手地区の代表委員、農業委員会事務局及び地元の豊島の区長・副区長が出席しました。

改善策を求める意見としては、降った雨水はそのまま側溝へ流れる。水がざっと出るときは水位が上がるので防いでほしい。南にある豊島地区は水が集まる場所なので、ある程度申請地の場所で処理をして時間差で排水してほしい。今の現状と変わらないと言うが開発をすれば水は増えるとの声がありました。

お手元の資料「第13号議案 番号1」の図面をご覧ください。こちらは現地にて参加した方が納得された対策を施した結果の図面です。

当初は、雨水は図面の一番外側にある既設の水路側溝に流す計画でしたが、パネル設置部分計4段の平らな場所の側溝の内側に高さ20cmの小堤を設け、前面部分には法肩を小堤と同じ高さまで上げるスロープ帯にし、パネル設置部分において浸透するような対策をし、さらに、各

	<p>段の両端に、浸透枡を設け、一旦、敷地内にて浸透処理をすることで、側溝へ流れ込む流量を調整する計画に変更されております。</p> <p>以上によりまして、継続審議となっている本案件については、現地確認の内容を踏まえ、業者は排水対策について委員からの指導を真摯に受け止め、解決策を講じた設置計画図面の提出もあったことから、雨水の排水について支障はないと認められるので許可相当として再度上程するものでございます。</p> <p>以上で、第13号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
農業委員 12 番	<p>12月の事前審査会の時に土側溝を掘ってもらって、そこに1回水がたまって染みて出るようにしてほしいというお願いを業者にしましたが、県道の法面に水がたまるため排水設備をしても変わらないという風に言われました。私としては、そんな機能はついていと思い現場にも何度か足を運んで確認をしました。実際に見てみると2箇所、右と左の排水が下をくぐって反対側へ行っているのですが、そこに土砂が流れ込んでいて業者が見たときにたまたま水がたまっていてそれでそこで水が止まると思ったのだと思います。総会の前日に行政書士の方に連絡を取って事情を説明し業者に連絡を取って欲しいと伝えたのですが、業者の方に納得していただけなかったようで、総会の時に申し訳ないけどこの案件については、認める訳にはいかないということを申し上げました。</p> <p>そして、1月15日に現地立ち会いを行い、他の農業委員さんからもお話いただいたところ、業者の方も理解していただけたようです。</p>
議 長	<p>若干、業者側との話合いに時間がかかりましたが、土盛をしてソーラーを設置するところはスロープで高くして水が止まるようになっていきます。そういう施工でみなさんが納得されたということで、この図面のとおり形で進めていくということでもあります。</p>
議 長	<p>その他、意見や補足等ある方はいらっしゃいますか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第13号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第13号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第14号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第14号議案について説明いたします。 議案書4ページをご覧ください。所有権移転が3件です。 お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。 それでは、5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 こちらの案件は、譲受人の新規就農のため無償譲渡により所有権移転するもので、譲受人は</p>

	<p>現在、会社経営をしています。定年も近く今後農業を営みたいという思いから自宅の近隣にある本申請地を取得して農作業に従事していく予定です。</p> <p>譲渡人は遠隔地在住及び高齢で農地の管理ができないため譲り渡すもので、中宇利交差点から北約240mと北西約180mにある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から全て徒歩5分以内の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が10年、妻が10年あり、農作業に必要な農機具については、今後自己資金で導入を予定しています。</p> <p>譲受人と妻の年間従事予定日数がそれぞれ140日あり必要な農作業従事をする見込みです。</p> <p>経営予定面積は3,445㎡あり、申請地を取得することにより新城地区の下限面積を超えることとなります。</p> <p>権利取得後は、水稻、蔬菜、果樹の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号2番</p> <p>こちらの案件は、譲受人は経営規模拡大及び遠隔地在住で高齢のため農地の管理ができない譲渡人に代わり農地の管理を行うため、無償譲渡により所有権移転するもので、川田下側交差点から東約450mにある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から徒歩で2分の距離にあり、通作に問題はありません。農業従事者は、譲受人と妻と子がおり、農作業歴は譲受人が5年、妻が4年、子が20年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>譲受人の年間従事日数が250日、妻と子がそれぞれ100日あり、必要な農作業従事をしています。</p> <p>現経営面積は8,219㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号3番。</p> <p>こちらの案件は、譲受人は経営規模拡大のため適地を検討していたところ、申請地は適した場所にあり譲渡人も高齢で管理が出来ず譲り渡しても良いとの合意が得られたため申請するものです。</p> <p>旧連合小学校から北へ約300mにある農地です。</p> <p>申請地は譲受人の自宅から徒歩2分の距離にありますが、通作に問題はありません。農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が58年、妻が56年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。また、子が今後農業従事者として増員予定です。</p> <p>譲受人の年間従事予定日数が140日、妻が110日あり必要な農作業従事をしています。</p> <p>現経営面積は10,400㎡あり、鳳来地区の下限面積を超えています。</p> <p>権利取得後は、栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から3番について、許可することを原案といたします。</p> <p>これで、第14号議案の説明を終わります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p> <p>番号1番ですが、申請者は会社経営をされている方ですが、農地付きの住宅を数年前に購入されて、先に仮登記だけしてあるという状態です。ぼちぼち年齢をとったら農業をしっかりやっ</p>
議 長	
農業委員 8 番	

	ていきたいと考えておられるようで、農地もきれいに管理されていました。
議 長	その他、補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第14号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第14号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第15号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第15号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。 所有権移転2件です。 議案書7ページをご覧ください。 申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、名古屋市にて建設業を営んでおり、事業拡大のため太陽光事業参入を計画しており、適地を検討していたところ譲渡人より合意が得られたため申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。 周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま
	申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件について譲受人は、日本各地で太陽光発電事業を行っており、この度事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。 農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のもので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま
	以上、第15号議案2件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第15号議案の説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。

農業委員 2 番	<p>はい、番号 2 番なんですけど、まず死亡している人の名前で申請が出ていると指摘されました。1 月 15 日の事前審査の時に獣害対策の柵があってその辺はどうなっているかなどの意見も出ました。</p> <p>あと、問題なのがその翌日既に重機が入って、お茶畑があるのですがそれを引っこ抜いていました。申請書を見ると 3 月 1 日からの工期と書いてあるのですが、この総会の前に工事が始まっているのを確認したので、不安に感じ支所に連絡をしました。</p>
事務局	<p>私の方でその連絡を受けまして 1 月 18 日に現地を確認しましたら、おっしゃるとおり重機がありましたので、すぐに行政書士の方に連絡を取り、工事をこれ以上進めないようにと指導いたしました。</p> <p>申請者の件については、書類が出てきた段階では分かっておらず、事前審査会の時に相続人野方がお見えになったので、その方に説明をしたと聞いています。</p>
議 長	<p>このような案件は、始末書を添付してもらえばいいのでしょうか。 何か事例はありますか。</p>
農業委員 2 番	<p>たまたま、翌日その道を通ったのですが、通っていなかったら知らずにそのまま工事が進んでいたと思います。</p> <p>鳥獣対策の関係でも異動届が出ているのかという確認も行政書士の方を取っていたのですが、その確認が取れていない状態だったので問題ではないかと思いました。</p>
農業委員 7 番	<p>こういう案件は、始末書だけでいいのですか。 始末書だけでは不十分ではないかと感じます。</p>
農業委員 9 番	<p>私もそう思います。 まず相手にきちんと説明を求めて、もう少し違った処分の仕方を検討した方が良いと思います。</p>
議 長	<p>地元の委員さんもこのように言われていますので、一度業者に話しをしていただいて、どういう措置を取ってもらうのか確認した上で、来月あらためて審議するというところでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>はい、獣害対策の異動届が提出されたかの確認も踏まえて、再審議とさせていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>それでは、この第 15 号議案の番号 2 番については継続審議とさせていただきます。</p>
議 長	<p>番号 1 番について、発言のある方はいらっしゃいますか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第 15 号議案の番号 2 番については継続審議となりますので、第 15 号議案の番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第 15 号議案の番号 1 番は原案のとおり決定いたします。</p>

議 長	<p>次に第16号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第16号議案について説明させていただきます。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案についてです。</p> <p>使用貸借権設定6件、8, 336㎡、 賃借権設定3件、8, 540㎡、 合計9件、16, 876㎡であり、内、新規設定5件、7, 574㎡、継続設定4件、9, 302㎡です。</p> <p>説明は、新規設定のみ行います。議案書9ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。 竹ノ輪地内の田1筆1, 725㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号2番3番 愛郷地内の田畑7筆3, 391㎡に使用貸借権を設定し、養蜂のためのレンゲの作付けをします。借り手は、碧南市在住ですが、以前より新城市に頻繁に来ており、今回、本件の貸し手から農地を貸してもらえる運びとなり、申請に至りました。農作業経験があり、農機具も所有しています。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>8番からは、中間管理事業による転貸です。</p> <p>中間管理事業については今のところ全ての案件が新規扱いとなりますが、全くの新規の案件と、今まで行っていた農林業公社しんしろの転貸事業を中間管理事業で更新するものとを区別するために、ページの中程にあります新規更新の別の欄に、カッコ内に新規か更新かを入れてあります。</p> <p>今回は2件とも更新ではなく新規案件です。</p> <p>番号8番。 豊島地内の田1筆597㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>番号9番。 下吉田地内の田2筆1, 861㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。</p> <p>以上、番号1番から9番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第16号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号8番について、農業委員12番が農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、番号8番以外について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>

議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号8番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第16号議案の番号8番以外については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に番号8番になります。ここで農業委員12番には、一時退室をお願いします。 (農業委員12番退室)
議 長	それでは、番号8番について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号8番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第16号議案の番号8番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は農業委員12番を入室させてください。 (農業委員12番入室・着席)
議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書11ページをご覧ください。 報告第1から第4、報告案件計6について説明いたします。12ページをご覧ください。 (議案書12ページから15ページの内容を議案書のとおり朗読) 以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
農業委員9番	相続された方は地元の方ですか。
事務局	12ページをお開きください。 名前の上に住所が記載されています。1番の案件についても2番の案件についても地元の方と いうことです。以上です。
農業委員9番	では、耕作放棄地になる可能性はないということですね。
事務局	地元の方が管理していくという風に事務局ではとらえております。
議 長	その他、ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います 存じます。

議 長

以上をもちまして第4回新城市農業委員会総会を閉会いたします。
長時間ありがとうございました。
事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。

午後3時00分議長は本会の閉会を宣した。

上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する

議 長

委 員

委 員